

赤ちゃんが生まれてから（健診・育児のサポート）

（１）子どもの健康診査・検査・予防接種

先天性代謝異常等検査

フェニルケトン尿症などの先天性代謝異常等を早期に発見するための検査です。出産した医療機関等で検査を受けてください。県内の医療機関で出産した場合検査料は無料、採血料は自己負担となります。県外で出産した場合の費用については、医療機関又は医療機関が所在する自治体にお問合せください。

問合せ先

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
TEL200-2450 FAX200-3638

新生児聴覚検査

先天性の聴覚障害を早期に発見するため、出産した医療機関等で受けられる検査です。生後60日までに受けた検査費用の一部を助成いたします。早期発見と早期治療が大切となりますので、なるべく早めに検査をうけてください。受診券は母子健康手帳交付時又は転入時にお渡しします。受診券を利用できない医療機関等で受診した場合は、後日費用の払い戻しができます。

助成上限額

検査方法	上限額
自動聴性脳幹反応検査（AABR）	3,000円
耳音響放射射検査（OAE）	1,500円

※助成は、1人1回まで受けられます。

問合せ先

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
TEL200-2450 FAX200-3638

乳幼児健康診査

お子さんの病気の早期発見や発育・発達の確認とともに、子育ての相談等を行っています。3歳児・5歳児健康診査では尿検査を実施します。ご案内は封書で個別に通知します。

健康診査種別	対象年齢（月齢）	実施機関
3～4か月児	生後4か月の前後15日以内	市内協力医療機関
7か月児	生後7か月の前後15日以内	
1歳6か月児	満1歳6か月から2か月間	各区役所 地域みまもり支援センター
3歳児	満3歳6か月から2か月間	
5歳児	満5歳から2か月間	市内協力医療機関

問合せ先

区役所地域みまもり支援センター地域支援課（地区支援係）
TEL113・114 ページ参照

視聴覚検診

3歳児健康診査の際に、目と耳の異常を早期に発見し、適切な療育が受けられるように実施しています。目については、3歳児健康診査の際に、屈折検査機器を用いた検査を行っています。

なお、普段のお子さんの様子で目や耳に関してご心配なことがありましたら、なるべく早めに、専門医（眼科医、耳鼻咽喉科医）に相談しましょう。

問合せ先

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
TEL200-2450 FAX200-3638

予防接種

予防接種には、予防接種法に基づき対象年齢や接種回数等が決められており、市が接種をお勧めしている「定期予防接種（下のスケジュール表参照）」と、予防接種法に基づかず、保護者の方と医師との相談のうえ希望者に行われる「任意予防接種（おたふくかぜ）」があります。

●小学校就学前までに受けられる定期予防接種の種類と対象年齢（令和6年4月現在）

			無料で受けられる期間												任意予防接種（有料）				
年 齢		接種回数	1 か月	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月	8 か月	10 か月	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳		
予防接種の 種 類																			
定期 予 防 接 種	生	ロタウイルス 1価	2回	① ②												1回目は生後6週以後、2回目は4週以上の間隔を空けて生後24週までに完了 (1回目の接種は生後14週6日までにを行うことが推奨されています)			
		5価	3回	① ② ③												1回目は生後6週以後、2回目、3回目は4週以上の間隔を空けて生後32週までに完了 (1回目の接種は生後14週6日までにを行うことが推奨されています)			
	不	小児の肺炎球菌感染症	4回	① ② ③									④	5歳(60月)に至るまで					
	不	B型肝炎	3回	① ②							③	1歳に至るまで							
	不	ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ Hib感染症 (5種混合) [※]	4回	① ② ③									④	7歳6か月(90月)に至るまで					
	生	BCG(結核)	1回						①	1歳に至るまで		小学校入学前1年間							
	生	麻疹 風しん(MR)	2回								1歳になったら すぐ受けましょう！		①	生後24月 に至るまで		②			
	生	水痘 (水ぼうそう)	2回										① ②		生後36月 に至るまで				
	不	日本脳炎	3回												① ② ③			7歳6か月(90月)に至るまで	
	生	おたふくかぜ	—													2回接種			

（生）：生ワクチン （不）：不活化ワクチン

②：丸数字は何回目の接種かを表します。

※令和6年4月1日から4種混合ワクチンにヒブワクチンを合わせた5種類混合ワクチンの接種が可能となりました。

- ・「生後〇か月に至るまで」「〇歳に至るまで」とは、誕生日の前日まで接種ができるという意味です。
- ・予防接種を受けた後、同じ種類の予防接種を受けるためには決められた期間をあけなければなりません。
- ・注射生ワクチンを受けた後、次に注射生ワクチンを受けるためには27日以上をあけなければなりません。（4週間後の同じ曜日から接種可能）

- ◆接種日当日に川崎市に住民票があり、かつ接種対象年齢で市内の予防接種個別協力医療機関にて接種を受ける場合、前ページにある表の接種回数分の費用は無料です。
- ◆接種を開始する月齢等によって接種回数が異なるワクチンがあります。予防接種を受ける前に、接種医療機関に接種の予約を取ることをお勧めします。予約時や接種日当日は、正しいワクチンが接種できるよう、母子健康手帳をご用意ください。
- ◆定期予防接種を受けるために必要な書類（予防接種予診票綴など）は、お父さんが1か月になった月の月末に個別に郵送します。
- ◆定期予防接種の種類や対象年齢等は、法改正により変更となる場合があります。最新の情報については、コールセンターにお問合せください。
- ◆任意予防接種にも接種に適した時期があり、接種を受ける回数等が決まっています。接種を希望する場合は、かかりつけ医にご相談ください。
- ◆予防接種は原則、それぞれの疾病に対して全回数とも同じワクチンで行うとされており、交接種（1回目に4種混合とHib、2回目は5種混合のように違うワクチンで接種すること）は推奨されていません。

●川崎市外の医療機関で定期予防接種を希望する場合

接種を受ける前に、「予防接種依頼書」の発行手続きをしていただくことで、川崎市外の医療機関で定期予防接種を受けてかかった費用の払い戻しを受けることができます。QRコードからのオンライン申請または川崎市予防接種コールセンターへお問合せください。

問合せ先

川崎市予防接種コールセンター
TEL200-0142 FAX200-1065



（2）育児のサポート

赤ちゃん訪問

川崎市では、「新生児訪問」または「こんにちは赤ちゃん訪問」により、生後間もない赤ちゃんのいるご家庭をすべて訪問します。

●新生児訪問

保健師・助産師・看護師が原則生後60日までにご自宅に伺い、赤ちゃんの体重の測定、母子の健康状態の確認や育児についてのご相談をお受けします。看護職の訪問を希望される方やご相談のある方は、新生児訪問をご利用ください。

●こんにちは赤ちゃん訪問

子育て家庭と地域とのつながりをつくるため、区役所地域みまもり支援センターが主催する研修を受けた地域の訪問員が概ね生後4か月ごろまでに伺います。訪問員は必ず登録証を提示し、玄関先で身近な子育て支援情報等をお届けします。

問合せ先

区役所地域みまもり支援センター地域支援課（地区支援係）
TEL113・114 ページ参照

栄養食品の支給

経済的に困難な母子のために、粉ミルクを支給します。（所得制限があります。）

問合せ先

区役所地域みまもり支援センター地域支援課（地区支援係）
TEL113・114 ページ参照

産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業

母親が出産前後で体を休めたい時や体調不良等のため、育児や家事が困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事のお手伝いをします。※母親が自宅にいる状態で、自宅に派遣されたヘルパーが育児や家事のお手伝いをする事業です。

●派遣対象者

市内に居住する産前から産後6か月（多胎の場合は産後1年）を迎える日まで（単胎の場合の例：1月1日がご出産日の方は7月1日まで）の妊産婦で、体を休めたい時や体調不良等がある人で、昼間他に育児や家事を行う人がいない人

●派遣時間:8:00～19:00

●利用回数:1回2時間以内、1日2回まで、延べ20回まで（多胎の場合は延べ60回まで）

●利用申込み方法及び認定事業者（21 事業者）

原則、派遣開始希望日の7日前までに、直接下記の認定事業者に申し込んでください。

川崎市 産前・産後家庭支援ヘルパー

検索

事業者名	所在地	電話番号	サービス提供区	利用料区分
		FAX番号		
株式会社 mai・chai・mai (マイ・チャイ・マイ)	中原区	431-3296 431-3297	全市	A
ドゥーラ協会認定 ドゥーラかわさき ※お申込みは市ホームページから	中原区		全市	A
株式会社 ポピンスファミリーケア	東京都渋谷区	03-3447-2292	全市	A
湘南コンシェル	横浜市西区	0800-888-3270	全市	A
株式会社ベアーズ ※育児支援は1歳以上のお子様を対象	東京都中央区	0120-552-445	全市	A
NPO法人ワークス コレクティブたすけあいまりん	川崎区	328-6669 355-3100	川崎区	C
特定非営利活動法人 ワークス・コレクティブメロディー	幸区	533-8308 533-8308	幸区	C
幸・子育て支援 ワークスコレクティブまめ・まめ	幸区	533-9466 533-7897	幸区 中原区の一部	C
omotenursing 武蔵小杉 ※お申込みは市ホームページから	中原区		中原区	A
特定非営利活動法人 ワークス・コレクティブばんじい	中原区	455-2770 455-2767	中原区 高津区の一部	C
特定非営利活動法人 ホットスペース中原	中原区	777-7599 777-7509	中原区 高津区の一部	B
NPO法人子育て支えあいネットワーク満 ママのお助けコンシェルジュ事業部	高津区	872-7111 872-7111	高津区 中原区の一部	A
高津家事介護 ワークス・コレクティブほほえみ	高津区	870-0082 870-0124	高津区 中原区の一部	C
福祉クラブ生協 宮前家事介護 ワークス・コレクティブさんさん	宮前区	852-7747 855-9200	宮前区	B
特定非営利活動法人 ままとんきっす	多摩区	945-8662 944-3009	多摩区 高津・麻生区の一部	B
特定非営利活動法人 多摩家事介護 ワークス・コレクティブくるみ	多摩区	934-3633 934-3628	多摩区	C
株式会社トレジャーキッズ みらいっ子 グランマーズ	麻生区	982-5655	多摩区・麻生区	A
特定非営利活動法人 ワークス コレクティブ・グループとも	麻生区	953-8656 967-4134	麻生区	D
特定非営利活動法人 ワークス・コレクティブこもれび	麻生区	966-5115 966-8485	麻生区	B
福祉クラブ生協 麻生家事介護 ワークスコレクティブにじ	麻生区	981-3114 981-3115	麻生区	C
子育てサポート With Mammy	厚木市	090-2563-4739	麻生区	A

●利用料金（1 回あたり）

※生活保護受給中または市民税非課税の世帯は、利用料が免除（無料）となります。申請の際に、被保護証明書または世帯全体の非課税証明書が必要です。

利用料区分	利用者負担額	利用料区分	利用者負担額
A	2,050円	C	1,650円
B	1,860円	D	1,450円

問合せ先

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 TEL200-2450 FAX200-3638

産後ケア事業

「出産後、自宅に帰っても育児を手伝ってくれる人がいなくて不安」「授乳がうまくいかない」「赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからない」「お産と育児の疲れから体調がよくない」など、出産後、育児などの支援が必要な方を対象に産後のケアを行います。助産所に宿泊して助産師のケアを受ける「宿泊型」、助産所に日中通ってケアを受ける「日帰り型」、自宅でケアを受ける「訪問型」があります。

●利用条件

市内在住の生後4か月未満(36週6日までに出産した方は修正月齢で4か月未満)の乳児とその母親

※医療の必要な方はその旨御相談ください。

●事業内容

授乳や育児についての相談、乳房管理・トラブルケア等の母体ケアなど

●利用日数

宿泊型：1泊2日～6泊7日

日帰り型：1回90分程度

訪問型：1回90分程度

※1回の出産につき、通算して7日以内の利用となります。

※多胎児の場合は、お子様1人につき通算して7日以内の利用となります。

(例：双胎の場合、14日以内の利用)

●利用料金

宿泊型：1日7,500円(1泊2日の場合は15,000円)

日帰り型：1日4,000円

訪問型：1回5,000円

※1日(回)につき2,500円、最大5回まで利用料金から減免されます。

(生活保護世帯及び市民税非課税世帯を除く。)

※生活保護世帯は利用料金が免除、市民税非課税世帯は減免になります。

●利用申請

川崎市ホームページからオンラインで申請(妊娠32週から申請が可能です。)

オンライン手続きがやさき
(e-KAWASAKI)より
申請はこちら→



川崎市ホームページ
「産後ケアのご案内」
はこちら→



問合せ先

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当

TEL200-2450 FAX200-3638

ふれあい子育てサポート事業

育児の援助を行いたい方（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい方（利用会員）が、それぞれ、ふれあい子育てサポートセンターに会員登録をし、会員相互により育児援助活動を行う事業です。

●実施施設

施設名	所管区域	住所	電話番号
ふれあい子育てサポートセンター あいいく	川崎区幸区	川崎区本町1-1-1 川崎あいいく保育園内	222-7555
ふれあい子育てサポートセンター タック	中原区	中原区宮内2-15-15 川崎市中部地域福祉事業所 TACK内	948-8915
ふれあい子育てサポートセンター たまご	高津区宮前区	高津区溝口4-19-2 みぞのくち保育園内	811-5761
ふれあい子育てサポートセンター SORA(そら)	多摩区麻生区	多摩区菅稲田堤1-11-8 厚生館愛児園	455-6600

●登録条件

- ・子育てヘルパー会員
市内に在住し、心身ともに健康な援助活動に熱意と理解のある20歳以上の方で各センターが実施する2日間の研修を受講した方
- ・利用会員
市内に在住で、生後4か月から小学校6年までのお子さんと同居している方
- ・両方会員
ヘルパー会員として活動しながら、利用会員として援助も受ける方

●援助活動の内容

ヘルパー会員宅、地域子育て支援センター等でのお子さんの一時預かり、保育園・幼稚園等への送迎など

●利用料金

月～金の午前8時～午後6時 1時間800円
土日祝及び年末年始(12/29～1/3)、月～金の上記以外の時間帯
1時間900円。直接、ヘルパー会員にお支払いください。

※ひとり親家庭等の減免制度があります。

対象：児童扶養手当受給世帯、生活保護受給世帯、住民税非課税世帯

●申込み先

各ふれあい子育てサポートセンターに、お申込みください。

問合せ先

各ふれあい子育てサポートセンター

地域子育て支援センター

0歳から就学前のお子さんと保護者の方が、いつでも気軽に立ち寄って遊んだり、子育て中のママ・パパ同士でおしゃべりしたり、のんびり過ごせる場所です。プレパパ・プレママも子育ての相談ができます。子育てをサポートしてくれる専任のスタッフもいます。

利用対象者	乳幼児とその保護者、妊婦とそのパートナー
開所日・時間	一般型（保育所等の中にある専用スペース） 月～金 9:30～16:00など ※センターによって開所時間が異なります。 連携型（こども文化センター内） 月～土のうちの週3日 9:30～12:30など
事業内容	親子のふれあいと遊びの場の提供、子育てに関する悩みなどの相談 地域の子育てに関する情報の提供、子育てに関する講座の開催
利用料	無料（講座等によっては一部実費負担あり）
問合せ先	各地域子育て支援センター

※各地域子育て支援センターの名称、所在地、電話番号、開所日、開所時間は、81～83ページをご覧ください。

子育てのための教室（区役所地域みまもり支援センターで実施）

●子育てセミナー

育児に関する講演会や同年齢の子どもをもつ保護者の交流・体験学習を行います。

問合せ先

区役所地域みまもり支援センター地域支援課（地区支援係）

TEL113・114 ページ参照

●食と健康教室

離乳食・幼児食のすすめ方と家族の食生活についてお話しします。

問合せ先

区役所地域みまもり支援センター地域支援課（地域サポート係）

TEL113・114 ページ参照

●スマイル歯みがき教室

就学前の親子を対象に歯科衛生士による歯みがき実習、歯のお手入れ、むし歯予防等についての相談を行っています。



問合せ先

健康福祉局歯科保健政策担当 TEL201-3182

子育てサロン・赤ちゃん広場

地域の身近な場所で、乳幼児と保護者が集まって、交流できる場を設けています。名称や実施日時等は区によって異なります。

問合せ先

区役所地域みまもり支援センター地域支援課（地区支援係）
TEL113・114 ページ参照

子育てサークル

地域みまもり支援センター、市民館、各区社会福祉協議会等の各種事業を通じて、子育ての仲間づくりや子育てサークルの育成、支援を行っています。また、こども文化センターでは、サークル活動の場の提供なども行っています。

問合せ先

区役所地域みまもり支援センター	TEL113・114 ページ参照
こども文化センター	TEL106・107 ページ参照
川崎区社会福祉協議会	TEL246-5500
幸区社会福祉協議会	TEL556-5500
中原区社会福祉協議会	TEL722-5500
高津区社会福祉協議会	TEL812-5500
宮前区社会福祉協議会	TEL856-5500
多摩区社会福祉協議会	TEL935-5500
麻生区社会福祉協議会	TEL952-5500

地域子育て自主グループへの支援

地域の中で、親自身が相互に協力し合いながら、子育て活動をしているグループに対して、活動費の一部を補助しています。

●対象グループ

- ・保育園や幼稚園に通園していない乳幼児で構成されていること。
- ・活動は、1日3時間以上、週2日以上で6か月の活動実績があること。
- ・2歳から5歳児が5人以上在籍していること。（ただし、そのうち3歳以上の児童が3人以上在籍）
- ・保護者自らが保育に携わっていること。などの要件があります。

●補助額

1グループにつき年額20,000円

3～5歳児1人につき年額2,000円を加算（上限80,000円）

問合せ先

こども未来局保育・子育て推進部子育て支援担当
TEL 200-3414 FAX 200-1517

一時的にお子さんをみてほしいときは

一時的にお子さんをみてもらえる事業を紹介します。利用には条件がありますので、詳細はそれぞれの事業のページをご確認ください。

※一時保育については 35 ページをご確認ください。

●ふれあい子育てサポート事業

育児の援助を行いたい方（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい方（利用会員）が、それぞれ、ふれあい子育てサポートセンターに会員登録をし、会員相互により育児援助活動を行う事業です。

→詳細は 19 ページ

●ショートステイ・デイスティ（子育て短期利用事業）

保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故などにより、ご家庭で一時的にお子さんの育児が困難な場合に、原則 7 日以内でお子さんをお預かりします。入退所は、原則保護者の送迎となりますが、状況により施設による送迎が可能な場合がありますので、詳細は施設にお問合せください。

→詳細は 58 ページ

●日常生活支援（エンゼルパートナー）制度

母子・父子家庭・寡婦の方で、一時的な事由等で日常生活にお困りの方に、家庭生活支援員を派遣して、生活援助・子育て支援のサービスを提供する制度です。

→詳細は 60 ページ

●産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業

母親が出産前後で体調不良等のため、育児や家事が困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事のお手伝いをします。

※母親が自宅にいる状態で、自宅に派遣されたヘルパーが育児や家事のお手伝いをする事業です。

→詳細は 16・17 ページ